

フリーランス取引適正化法案

- 内閣委員会（2016/05/26）
 - アニメ産業の実態
- とかしきなおみ厚生労働副大臣

アニメ産業の発展の為、
実態の調査を強く厚労省に求めました！



労働法制を所管する立場から厚労省にお伺いします。
こういった、偽装請負が業界の慣行として行われているのであれば、
厚労省としても**実態を把握する必要がある**と思います。
また、**雇用契約についても労働基準法違反に該当しないのか**、
政府として実態調査をして出た平均年収111万円という数字ですので、一度検討をお願いします。

御指摘のアニメーターの方について、フリーランスで契約している場合なんですけれども、
これも実は雇用形態いろいろあるようでございまして、
使用者の指導監督下にあるか否か、報酬が労働の対価と言えるか否かによって、
実態に即してそれが対価と言えるかどうかと、
個別に判断していかなくてはいけないということで、その結果、
もし労働者として認められるのであれば労働基準法等が適用されると、こういうことになります。
その上で、労働者と認められた方におきましては、
労働基準法や最低賃金法に定める労働条件を下回っている場合は
その是正を指導していくということで、ケース・バイ・ケースで
その都度その都度判断していかないとなかなか対応できないということになります。



- 内閣委員会 (2016/05/26)
 - アニメ産業の実態
- 星野剛士経済産業大臣政務官



アニメ産業を育成する立場にあると思いますが、例えば経産省側からの申入れとして、
要は、**フリーランスで個人事業主、一千万以下だから法律に引っかからないという状況を何とかしなきゃいけない**んじゃないかというような問題提起、一方であっていいのかと。

アニメーションの制作は、中小の制作会社や個人のアニメーターを含めた
多くの事業者によって支えられておりまして、
親事業者と下請事業者の間の取引の適正化が重要だと認識をしております。

このような状況を踏まえまして、経済産業省では、
平成二十五年四月にアニメーション作成業界における下請ガイドラインを策定をいたしまして、
その普及啓発を行ってきているところでございます。



内閣委員会 フリーランスの定義明確化と下請法問題、政府が動く

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - フリーランスの定義について
→ 西村康稔国務大臣

**政府統一でフリーランスの実態調査がされておらず
定義もこれまでされていない！**



厚労省さんと中企庁さんと内閣府さん、
全くフリーランスに関する定義と対象の人数すらまちまちでありまして、
このままではまずいなというふうに思っているわけでありまして。
そこでお聞きしたいんですが、
今後、フリーランスの定義はどうされていくのか。

フリーランスにつきましては各省が
それぞれ対応してきたという実態がございます。
そこで、実態把握、それから、どういう形が、実態があり、それに対してどう対応すべきか、
政策的にどう対応すべきかということを私の下で、
内閣官房で整理をしていこうということになっております。



政府：フリーランス実態調査結果

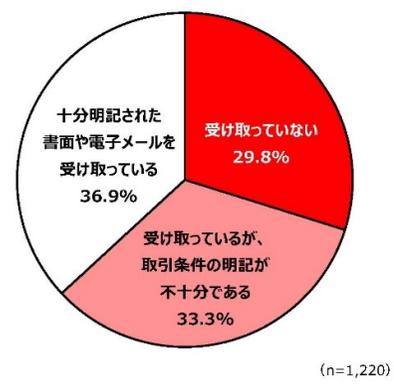
- 内閣官房日本経済再生総合事務局（2020/05）
 - フリーランス実態調査結果について



国内のフリーランスの実態把握のために、
内閣官房において統一調査を実施した。

取引状況 (取引先との関係) **トラブル経験者における取引先からの書面の交付状況**

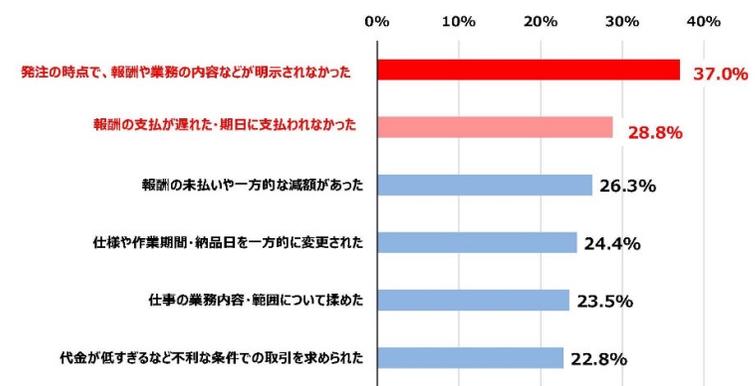
○ 取引先とのトラブルを経験したことがある者のうち、そもそも書面・電子メールが交付されていなかったり、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割。



(注) 「仕事の受注時に、取引先（発注者）から、発注単価や納期などの仕様について明記された書面や電子メールを受け取っていますか。最も多いケースについてお答えください。」(単一回答) という設問と、「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可) という設問への回答を集計。

取引状況 (取引先との関係) **取引先とのトラブルの内容**

○ 取引先とのトラブルの内容としては、「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。
○ また、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」と回答した者は3割。



(注) 「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位6項目を集計。

内閣官房による統一調査と類似調査との比較

	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	「フリーランス」	「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
対象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業178~228万人/副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と 幅をもって推計	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独) 労働政策研究・研修機構

政府：フリーランス・ガイドライン（フリーランスの定義）

- ・ 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省（2021/03/26）
 - ・ **フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン**

「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、
実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指すこととする



<別紙 1>

- 例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約（請負契約や準委任契約）だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としている。
- 「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。
- 「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

内閣委員会

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - フリーランスと下請け法の関係
 - 西村康稔国務大臣



競争法による規律を見直していくんだと、取り上げていくんだ、対象にしていくんだ、検討の対象にしていくんだということなんですが、これ非常に重要なのは、この競争法の規律というのは独禁法及び下請法を指す、それを見直していく考えがあるのかどうか

フリーランスの取引について下請法の規律を働かせるべきだというのも、これも大切な視点だというふうに思っております。他方、この下請法を適用してやる場合に今の定義でいいのかどうかと、この定義を拡大していくこともあるんじゃないかという、以前にも山田議員からも御指摘をいただいております。この点について、多数の取引、多数の企業の取引に様々な影響を与えることとなりますので、様々な観点からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。



内閣委員会

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - 下請法の外形要件の追加・変更について
→ 西村康稔国務大臣



下請法の外形的な基準が資本金一千万円というのが線になっていますが、例えば一千万円又は売上げ五億円以上又は従業員五十人以上という形になれば、随分大きな会社も免れずにきっちと、いわゆる**下請法の中で多くのフリーランスが救済される可能性がある**と。もちろん全ての枠組みをなくしてしまうと外形的に優越的地位があるのかどうかということが判定しにくくなりますから、それは一つ下請法の仕組みとして残したとしても、何も**資本金一千万円にこだわる必要はない**んじゃないかと、こういうふうにも考えております。

下請法でどう対象としていくのかというような点ですね
この点につきまして、公取、公正取引委員会や中小企業庁など関係省庁において、どのような実効的な対応があり得るのかということについて
是非検討を進めてもらいたいというふうに考えているところでございます。



政府：下請法 資本金要件の見直しの検討

- 内閣官房（2020/07/17）
 - **成長戦略実行計画**

□ 立法的対応の検討

取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、**資本金1,000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討**を行う



※ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う

- ① 実効性のあるガイドラインの策定
- ② 立法的対応の検討
- ③ 執行の強化
- ④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

政府：下請中小企業振興法の改正（対象取引類型の拡大等）

- 中小企業庁（2021/06/16）
 - 改正下請中小企業振興法の公布

親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を強化し、下請性を脱した独立性のある企業への成長を促すことを目的とする下請中小企業振興法を改正し、**対象となる取引を拡大**した



下請中小企業振興法における対象取引類型の拡大

- 下請中小企業振興法における対象取引類型を拡大し、他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とする。

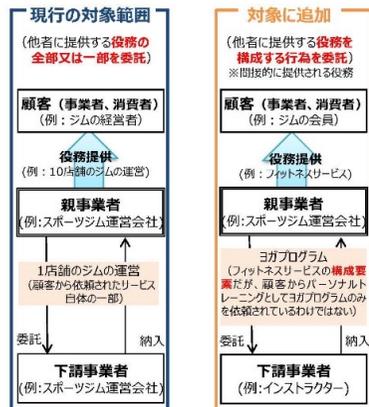
例：スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

アニメーター等への委託の場合

- アニメ制作会社がアニメーターにアニメ制作の全部又は一部を委託する場合、当該委託は情報成果物委託に該当し、現行の下請中小企業振興法においても対象となる。

※ 顧客から依頼された「情報成果物の作成」の一部を下請事業者へ依頼しているため、対象取引に含まれる。

対象取引類型の拡大（役務の場合）

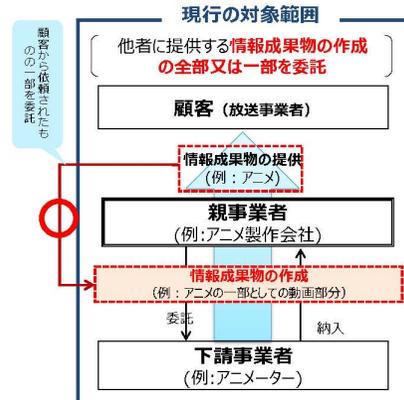


下請事業者の声（いずれも、現行法では対象外取引のもの）

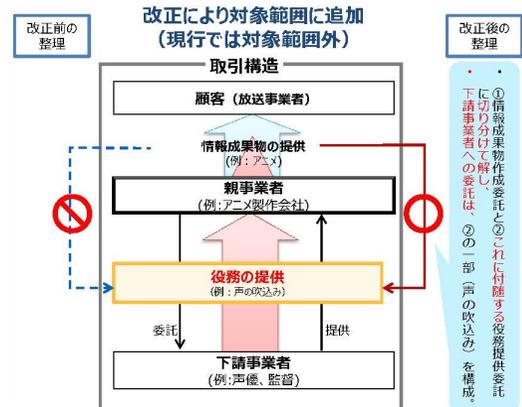
- 【スポーツ教室の講師】
市民スポーツ教室の講師をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、相手方から、一方的な報酬の削減の話が出ている。
- 【フリーランスのスポーツインストラクター】
相手方施設にて指導を行っているが、新型コロナウイルス感染症の関係で、なんらの補償なく休業を命じられた。
- 【見積書作成代行】
見積書の作成請負をしているが、契約書はあっても、仕事量や仕事内容の詳細な取り決めがない。また、相手方には発注書も作成してもらえない。

※フリーランスについては、
・弱い立場にあるため、しわ寄せを受けやすい
・フリーランス側から書面交付を求めると面倒な相手とみなされ、仕事に影響がでるといった指摘がされている。

アニメーターへ情報成果物を委託する場合



声優等へ役務を委託する場合



フリーランス取引適正化法案のポイント

- ◆ 法律案は**新法**を想定
 - ※ 下請法の改正ではない
- ◆ 下請法よりも対象の**取引類型を拡大**
 - ※ 下請法は4類型のみ
- ◆ 発注者の**資本金要件なし**
 - ※ フリーランスの発注者についても書面交付義務あり
- ◆ 違反に対しては**行政処分は有るが、刑事罰は無し***
 - ※ 下請法は行政処分無し（勧告どまり）、刑事罰有り
 - * 行政処分違反に対しては刑事罰が付く予定とのこと
- ◆ 新法にあつて**下請法には無い規定**は以下のとおり
 - ① 契約の中途解約・不更新の際の事前予告
 - ② 業務委託の募集に関する義務（的確表示等）
 - ③ 就業環境の整備として事業者が取り組むべき事項
- ◆ 下請法にあつて**新法に無い規定**は以下のとおり
 - 未払いの代金に対する年率14.6%の遅延利息の支払義務

フリーランス取引適正化と下請法の適用関係

下請法 適用

・親事業者→下請事業者（従業員がいる者）への発注

- ▶3億円超→3億円以下
- ▶1千万円超3億円以下→1千万円以下 等

・対象取引：
物品の製造・修理、
情報成果物作成、役
務提供（4類型）

フリーランス新法 適用

①資本金1千万円以下の事業者→フリーランス（従業員がいない者）への発注

・対象取引：4類型

②**全ての事業者**（資本金1千万円超/以下）→フリーランス（従業員がいない者）への発注

・対象取引：
4類型以外の業務委託
（ex. 発注者自身が利用する役務提供）

重畳適用

・資本金1千万円超の事業者→フリーランス（従業員がいない者）への発注
・4類型